

森林資源利用拡大事業実施要領

県 材 第 1 7 3 号

令和7年 4月 1日

(事業目的)

第1 本事業は、国庫補助の対象とならない間伐材の搬出への支援により間伐材生産量の増加および森林所有者の経営意欲の向上を図るとともに、主伐の実施に伴い発生する枝葉等の搬出への支援により下流域への流出防止、植栽・保育作業の安全性の確保および福井県内の木質バイオマス発電施設への燃料の安定供給を図ることを目的とし、事業の実施については、福井県補助金等交付規則（以下「県規則」という。）、農林水産部県産材活用課・森づくり課所管補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(事業の内容等)

第2 本事業は、次に掲げる事業メニューにより構成されるものとし、その要件等は、別表のとおりとする。

- (1) 造林補助事業および山ざわ集落間伐促進事業への追加支援（以下「造林補助等への追加支援」という。）
- (2) 主伐の実施に伴い発生する枝葉等の搬出への支援（以下「枝葉等搬出支援」という。）

(事業実施主体)

第3 事業実施主体は、別表のとおりとする。

(補助金額等)

第4 補助単価または補助単価の上限は、別表のとおりとし、100円未満切り捨てとする。

(補助対象経費)

第5 造林補助等への追加支援

補助対象経費は、造林補助事業または山ざわ集落間伐促進事業に準ずる。

補助金額は、当該補助事業を活用する施行地から搬出される材積により算定する。

2 枝葉等搬出支援

補助対象経費は、枝葉等の林内から山土場等への運搬に要する経費とする。

なお、本事業メニューの補助対象となる枝葉等は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- ① 福井県内の主伐および関連条件整備（作業等道の開設、山土場の整備等）の実施に伴い発生する主林木の根元部分（タンコロ）、こずえ、樹皮、枝条および葉等であること。
- ② 福井県内の木質バイオマス発電施設で利用されること。

（事業計画等）

- 第6 事業実施主体は、様式第1号による事業計画書を作成し、管轄する農林総合事務所長または嶺南振興局長（以下「事務所長等」という。）に提出する。
- 2 事務所長等は、前項の事業計画書の内容を審査し適当と認めるときは、様式第2号により管内全ての事業実施主体の事業計画の内容をとりまとめの上、県産材活用課長に報告する。
- 3 県産材活用課長は、前項の事業計画書が適当と認められるときは、様式第3号により計画を承認するとともに予算の範囲内で事業費を決定し、事務所長等に内示する。
- 4 事務所長等は、前項の通知に基づき、様式第4号により事業実施主体に計画承認を通知するとともに、内示する。

（補助金交付の申請等）

- 第7 事業実施主体は、第6第4項の計画承認の通知を受けたときは、県規則第4条および県要綱第3条の規定に基づく補助金交付申請書に、次の書類を添えて事務所長等に提出する。
- ① 収支予算書（県要綱別表第2で定める様式による。）
 - ② 事業実施計画書（県要綱別表第2で定める様式による。）

（補助金の交付決定）

- 第8 補助金交付決定等に係る事務取扱については、県要綱によるものとする。

（事業の着手）

- 第9 事業の着手は、原則として交付決定後に行うものとする。ただし、当該年度内においてやむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、事業実施主体は、必要性を十分に検討した上で、その理由を具体的に付して、様式第5号により交付決定前着手届を事務所長等に提出することとする。

（補助事業の重要な変更）

- 第10 事業実施主体は、県要綱第4条による補助事業の内容または経費の配分を変更（県要綱別表第3に定める軽微な変更を除く。）するときには、様式第1号により補助事業計画変更書を事務所長等に提出しなければならない。
- 2 計画変更に係る取扱いは、第6の規定に準ずるものとする。

- 3 造林補助等への追加支援および枝葉等搬出支援の事業メニュー間の経費の配分額の変更を行うことはできない。

（補助事業の軽微な変更）

- 第 11 事業実施主体は、県要綱別表第 3 に定める軽微な変更を行うときは、あらかじめ事務所長と協議の上、事業計画変更届を提出するものとする。なお、事業計画変更届の様式は様式第 1 号を準用するものとする。
- 2 事業メニュー間の経費の配分の変更については、第 10 第 3 項の規定による。

（概算払）

- 第 12 事業実施主体は、当該補助金の全部または一部について概算払を受けようとする場合には、県規則第 15 条の規定に基づき、県要綱様式第 3 号により概算払の請求を行うことができる。
- 2 概算払請求書には、様式第 6 号を添付する。

（実績の報告）

- 第 13 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、県規則第 12 条の規定に基づき、補助事業が完了した日から起算して 1 ヶ月以内または補助事業に係る県の会計年度終了日のいずれか早い日までに県要綱第 6 条の規定に基づく完了実績報告書に次の書類を添えて事務所長等に提出する。
- ① 収支決算書（県要綱別表第 2 で定める様式による。）
 - ② 事業実績書（県要綱別表第 2 で定める様式による。）
 - ③ 事業実績一覧（様式第 6 号）
- 2 枝葉等搬出支援事業については、前項のほか次の書類を添付する。
- ① 県内の木質バイオマス発電施設へ納入されたことを証明する受け入れ伝票等の書類
 - ② 林内での枝葉発生状況・山土場等（引渡し場所）で撮影した枝葉等の写真（1 施行地につき各 1 枚以上）
 - ③ 補助対象となる枝葉等の重量が確認できる書類（伝票等）
 - ④ 以下を示した対象主伐地の図面（様式第 6 号別紙）
 - ・主伐区域のうち枝葉等を回収した区域（おおよそ）
 - ・主伐区域と運搬先である山土場等の位置関係
 - ・上記の森林作業道、林道等の路網状況
- 3 造林補助等への追加支援において実行経費と比較を行う必要がある場合は、その根拠となる書類を整理し、検査時に提示するものとする。なお、当該書類の実績報告書への添付は要しない。

（検査）

第 14 事務所長等は、第 13 第 1 項の規定による実績報告を受けた場合には、森林資源利用拡大事業補助金交付事務マニュアルに基づき、完了実績報告書の記載内容が補助要件と合致しているかどうかを確認する。

2 造林補助等への追加支援については、第 13 第 1 項の完了実績報告書と造林補助事業、山ざわ集落間伐促進事業の検査調書に記載されている面積、搬出材積等と突合する。

(補助金の交付)

第 15 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、県規則第 15 条の規定に基づき、補助金交付請求書を事務所長等に提出しなければならない。

(事業実績報告書)

第 16 事務所長等は、第 14 に規定する検査終了後、速やかに管内の事業実施主体の完了実績報告書を取りまとめの上、様式第 7 号に別紙 6 号別紙を付して県産材活用課長に提出する。

(関係書類の整備)

第 17 事業実施主体は、補助事業に係る経理および処理経過が明確にわかるよう関係書類を整備して補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日より適用する。

別表

事業メニュー	事業実施主体	区分	要件	補助単価（単価の上限）
1 造林補助等への追加支援	本事業メニューを活用する造林補助事業および山ぎわ集落間伐促進事業の施行地の搬出間伐を行う主体	(1) 造林補助事業による搬出間伐	ha 当たりの搬出量が 80m ³ 以上の施行地であること。 ただし、複数施行地で造林補助金の査定を行う場合は、その査定単位に従うものとする。	80m ³ 以上 90m ³ 未満 110,900 円 90m ³ 以上 100m ³ 未満 221,700 円 100m ³ 以上 110m ³ 未満 332,600 円 110m ³ 以上 443,400 円 ※間接費相当を含む
		(2) 山ぎわ集落間伐促進事業による搬出間伐	ha 当たりの搬出量が 60m ³ 以上の施行地であること。 ただし、複数施行地で実行経費の算出等を行う場合は、その単位に従うものとする。	60m ³ 以上 70m ³ 未満 94,700 円 70m ³ 以上 80m ³ 未満 213,100 円 80m ³ 以上 90m ³ 未満 331,500 円 90m ³ 以上 450,000 円 ※間接費相当を含む
2 枝葉等搬出支援	本事業メニューを活用する施行地の主伐を行う主体	-	県内の木質バイオマス発電施設に燃料用として供する枝葉等であること。	1 t あたり 1,900 円（定額）